

令和8年度
(2026年度)

危機管理部の取り組み

<部長の方針・考え方>

市民一人ひとりが将来にわたって幸せを実感できる持続可能な枚方となるため、災害に強いまちづくりや防犯体制の強化に取り組みます。

そのためには、平常時から地域や消防・警察をはじめとする各関係団体との連携を図りながら、防災面では、「自助」「共助」「公助」の更なるレベルアップを進めるとともに、防犯面では、依然として増え続ける悪徳商法や特殊詐欺への被害防止対策の実施、また、防犯灯の維持管理など地域防犯活動の支援にも取り組みます。

<部の構成>

危機管理政策課
危機管理対策推進課

<主な担当事務>

- (1) 危機管理の調査研究、企画、立案及び総合調整
- (2) 危機管理にかかる初動体制の確立及び総括
- (3) 防災・消防団及び防犯に関すること
- (4) 消費生活に関すること

重点的な取り組み：家具固定器具等の購入補助（自助促進事業）

【施策シート：01—01】

地震における直接死の原因の中で、阪神・淡路大震災では犠牲者の8割以上、令和6年能登半島地震でも約6割が家具や建物の下敷きとなって死亡する「圧死・窒息死」であったことが報告されています。また、令和7年3月に更新された南海トラフ巨大地震の被害想定では、大阪府内の死者数は最大9,900人に達し、その約5割が火災によるものと公表されました。

このように「直接死」のリスクが極めて高い一方で、内閣府の調査（令和4年）によると、家具固定の実施率は35.9%、電気火災を防ぐ感震ブレーカーの設置率はわずか5.2%にとどまっています。現状では、自らの命を守るための「自助」の取り組みが十分とは言えない状況にあります。

こうしたことから、「家具固定器具および感震ブレーカーの購入費用補助」を令和8年度から今後3年間に限定して実施するとともに、制度周知に併せて、自分の命は自分で守る自助の必要性を様々な手段と媒体を通じて発信していきます。

取り組みの成果を測る指標	令和8年度目標値	令和7年度実績（参考）
購入補助した世帯 （自助の取り組み実施件数）	5,700世帯（件）	- （新規指標のため）

重点的な取り組み：枚方消防署の更新に向けた取り組み

【施策シート：01—01】

枚方消防署は建築から50年以上が経過する中で庁舎の老朽化が顕著となっており、枚方寝屋川消防組合では、令和6年3月に新たに「枚方消防署新庁舎整備基本構想」を策定し新庁舎整備への基本的な方向性を定め、禁野校区コミュニティ協議会をはじめとする関係校区コミュニティ協議会へ説明を重ねてきました。

枚方消防署の移転を踏まえ、今後策定する「枚方市災害備蓄方針」に位置づける物資集積機能を有する大規模な資機材倉庫の設置についても整理していく予定です。

重点的な取り組み：セルフプラン方式による個別避難計画作成の推進

【施策シート：01—02】

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、自ら避難が困難な避難行動要支援者が、災害時に「どこに避難するか」「誰が支援するか」等を前もって定めた行動計画である「個別避難計画」の作成が市町村長の努力義務とされました。

本市では、地域とも連携しながら個別避難計画の作成促進に向けた取り組みを進めるとともに、令和7年度から取り組みを強化するため、市内の全避難行動要支援者（約1万3000人）に記入フォーマットを送付しており、引き続き、新たに対象となられた方々へのセルフプラン方式による「個別避難計画」の作成促進に取り組めます。

取り組みの成果を測る指標	令和8年度目標値	令和7年度実績（参考）
個別避難計画の作成件数 （セルフプラン方式）	4,820件	3,233件※

※計画作成に同意があり、提出のあったもの（支援者欄等が空欄のものを含む）

重点的な取り組み：自主防災組織の活動支援

【施策シート：01—02】

市域で大規模な災害が発生した際、校区の自主防災組織が避難所の開設から初動運営までを円滑に行えるよう、実践的な「避難所運営マニュアル」の作成を進めています。

令和8年度は、本マニュアルへの理解をさらに深め、災害対応力を高めることを目的に、「建物被災状況チェックシート」の解説動画を制作します。この動画によって視覚的な理解を促進し、地域の方々が実動型の避難所開設訓練を実施する際の参考として活用していただくことで、地域防災力のさらなる向上を図ります。

重点的な取り組み：被災者の生活環境の確保

【施策シート：01—01】

<枚方市災害備蓄方針の策定>

本市の備蓄物資については、大阪府内の統一方針に定められた重点11品目を基本としながら、国や府などが定める避難所運営等にかかる各種ガイドラインや取り組み指針などを踏まえ、必要数を確保しているところです。

能登半島地震の発生により顕在化したことなど新たな課題も踏まえ、本市独自で備える物資を含めて、避難所の運営にあたって必要な備蓄品目や数量、管理、備蓄する場所などの事項を定めるとともに、災害時における物資の提供基準など必要な事項を定めた「枚方市災害備蓄方針」を策定します。

<各避難所の環境改善>

能登半島地震を受け、大阪府及び市町村で構成される「大阪府域救援物資対策協議会」において、統一方針の見直しが行われ、ポータブルトイレ等の備蓄強化に加え、簡易トイレに付随する排便袋や凝固剤についても、新たな計算式に基づく備蓄目標数が設定されました。

これに伴い、令和7年度に購入した凝固剤・排便袋について、各避難所への分散備蓄を推進するなど、避難時における衛生環境の改善につなげます。

重点的な取り組み：災害情報の迅速かつ正確な提供

【施策シート：02-01】

大規模災害発生時の通信手段として、災害対策本部や消防・警察などの防災関係機関、一次避難所、消防団等に配備している移動系地域防災行政無線 264 台の日常的な保守、点検、修理等を実施することで、有事に備えています。現行のデジタル M C A 無線サービスが令和 11 年(2029 年)に終了することから、引き続きより効果的な災害情報の収集と伝達方法について調査、研究を行います。

重点的な取り組み：防犯体制の整備

【施策シート：03-01】

街頭犯罪の抑止や犯罪発生時の迅速な対応のため市内に設置している街頭防犯カメラ 1048 台を、枚方・交野両警察署と連携しながら適正に運用管理していますが、このうち令和 9 年 9 月に 680 台がリース契約期間満了を迎えるため、その更新にあわせ、地域からの要望等も考慮しながら、効果的に犯罪抑止が機能する場所への増設を検討します。

また、地域防犯活動を担う自治会等が設置・管理する防犯灯について、新設や電気料金、L E D 灯の取替・修繕を補助することにより、安全安心なまちを維持向上させ、地域の防犯力を強化します。

取り組みの成果を測る指標	令和 8 年度目標値	令和 7 年度実績（参考）
枚方市内の刑法犯罪発生件数 （1 日当たり）	3.8 件	4.9 件
地域が設置管理する L E D 防 犯灯の取替率	100%	74.0%

重点的な取り組み：消費者被害へ意識啓発・相談体制の充実

【施策シート：03-02】

本市の特殊詐欺認知件数が、令和 5 年に 133 件で府内ワースト 1 位（政令指定都市を除く。以下同じ）となったことを契機として、さらに積極的に被害未然防止の取り組みや啓発を行い、令和 7 年度は速報値 77 件で府内ワースト 9 位と改善したものの依然高水準で推移していることから、令和 8 年度も引き続き高齢者を対象に録音機能などを備えた特殊詐欺対策機器の無償貸与を実施するとともに、被害防止のための情報発信を行います。また、特殊詐欺の加害者となる恐れのある若者への闇バイトの恐ろしさなどの啓発など、警察をはじめ関係機関と連携しながら、特殊詐欺対策を展開します。

消費者が消費生活における確かな意思決定・行動ができるよう、引き続き、月刊紙『くらしの赤信号』の配布や出前講座、講演会等を通じ、悪質商法や特殊詐欺など市民の消費者問題に対する意識の向上に努めます。

また、被害に遭われた方が早期に相談していただけるよう、消費生活センターの相談窓口や消費者ホットラインなどの周知に努めるとともに、市と警察、弁護士会、地域包括支援センター等で構成する「消費者安全確保地域協議会」のネットワークを活かし、高齢者や障害者等が消費者

トラブルに遭われている場合に速やかに情報共有を行うなど、消費者被害の未然防止・早期解決を図ります。

取り組みの成果を測る指標	令和8年度目標値	令和7年度実績（参考）
枚方市内における年間特殊詐欺認知件数	75件 （令和8年1月～12月）	77件 （令和7年1月～12月）
悪質商法や特殊詐欺に関する啓発や情報提供の回数	50回	48回